

公明党 東日本大震災復興加速化本部
本部長 赤羽 一嘉 様

大熊町の復興・再生に向けた要望

令和6年4月7日

大熊町長 吉田 淳

大熊町議会議長 仲野 剛

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から 13 年が経過しました。

この間、多くの皆様からの温かい御支援の下、大熊町においても復興に向けた取組が一つ一つ実を結び、大川原地区復興拠点の整備などが着実に進展しているほか、令和 4 年 6 月には、かつて町の中心部であった地域を含む「特定復興再生拠点区域」全域の避難指示が解除され、故郷^{ふるさと}の復興・再生に弾みを付けようとしております。

一方で、いまだ多くの町民が避難生活を余儀なくされ、町内居住者は 646 名（令和 6 年 3 月 1 日現在）とごく僅かであり、また町土の約半分が未だ帰還困難区域となっているため、自由な立ち入りもできない状況です。

拠点区域外については、令和 3 年 8 月に「2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針が示され、また令和 5 年 6 月には、福島復興再生特別措置法の改正により、拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。町では、本制度を活用し、町内の一部で先行除染が開始されたことは一歩前進と受け止めていますが、町内全域の除染・避難指示解除に向けた見通しは示されておらず、まだまだ長く険しい道のりが続くことが予想されます。

大熊町は、過酷な事故を起こした福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40 年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受入れ、更には、令和 5 年 8 月から順次実施されている ALPS 処理水の海洋放出に伴う新たな風評問題など、他の被災自治体と比べても厳しい状況におかれ、周辺の他の自治体とは復興のステージが大きく異なっています。

大熊町の復興は、ようやくスタート時点に立ったばかりであり、様々な課題を抱える当町が、故郷の再生や真の復興を果たすためには、極めて長期間にわたる努力の傾注が必須となっています。

大熊町といたしましては、この難局に当たり、今後も全力で取り組んでいく決意です。国におかれましても、町が置かれた特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で、引き続き、当町の復興・再生が成し遂げられるまで、国の責務として一層の御尽力をいただきますよう、次のとおり要望いたします。

1. 特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について

- 政府方針に基づき、2020年代の早期に希望する住民が帰還できるよう、必要な制度・予算措置を行うとともに、認定された「特定帰還居住区域復興再生計画」に基づき、速やかに除染に取り組むこと。また、帰還意向の判断をすぐには行えない住民にも配慮して、帰還意向の把握を継続的かつ複数回行うこと。
- また、今後、追加的な住民の帰還意向の把握を踏まえ、区間を設定する際には、認定された特定帰還居住区域と同様に、住民が安心して帰還できるよう、帰還・日常生活に必要な範囲をそれぞれの生活に即して幅広くとらえ、より広範囲の面的な除染の実施を目指すなど、住民の意向を丁寧にくみ取るとともに、地元自治体と緊密に連携すること。
- 現在、町民は全国の自治体に避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。また、帰還に際しても、例えば、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、町内に週末のみ滞在するなどの多様なパターンが想定される。帰還を促進するため、長期にわたる避難生活の実態に即した帰還形態を認めること。
- より多くの住民帰還の実現や居住人口の回復に向けて、拠点外（特定帰還居住区域）で先行して行われている下野上1区の除染等を着実に進めること。また、追加で「特定帰還居住区域復興再生計画（変更）」の認定を受けた9行政区についても、年度初めから直ちに除染等に入れるよう、十分な準備を進め、対策を講じること。
- 除染に際しては、帰還困難区域（拠点区域外）の空間放射線量率が原子力発電所の事故から10年以上経過した今でも毎時 $17\mu\text{Sv}$ を超える非常に高い場所が存在し、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れない。特に、帰還困難区域は山林など比較的線量率が高い箇所が多く残されている。そこで、国は、比較的空間線量率が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、高線量率地帯において更に踏み込んで効果的な除染手法を検討し、必要な対策を講じること。また、除染後のモニタリングは、ホットスポットの見直しがないよう面的なモニタリングを実施すること。
- 「特定帰還居住区域」において早期に避難指示解除を目指すためには、除染とともに、上水道等のインフラ整備も同時に行う必要がある。町での上水道の整備は、双葉地方水道企業団が行っているが、水道設備等の整備を進めていく上

で資金面のみならず、同時期に必要な施工業者を確保することが難しいなどの課題も抱えている。そこで、早期の避難指示解除に向けて必要なインフラ整備が進むよう、事業者支援を含め、実効性のある支援を検討・実施すること。

- 農業や農地が生活に密着している地域も多いことから、「営農について、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対策を進める」との方針に沿って速やかに協議を行い、農地の利活用に向けた具体的な方針を示すとともに、農地や水利施設等も幅広く除染等の対象に追加していくこと。
- 荒廃が進む特定復興再生拠点区域外の建物については、所有者から「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、一時立ち入りする住民の被ばく線量の累積、管理不全家屋での火災や延焼、災害発生時の放射性物質の流出、治安の悪化、野生動物の発生等、多くのリスクを抱えている。さらに、廃屋となった家屋等の解体や除染が具体化しないことで、周囲の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。こうした住民の声や厳しい現状を踏まえ、残された土地・家屋等の扱いについても地元と丁寧に協議を重ねつつ検討を進め、速やかに方針を示すこと。
- 今後、「特定帰還居住区域」により多くの方が安心して帰還するためにも、帰還困難区域での防犯・防災対策が重要であり、周辺に人が住んでいなくても、窃盗や火災を早期に発見・駆けつけができるよう、速やかに対策を検討すること。
- 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針も早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。

2. 復興のスタートに立つ大熊町への重点的サポート

- 「第2期復興・創生期間」はもとよりそれ以後も、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等について、中長期にわたる十分な財源と枠組を確保し、弾力的な運用を行うこと。
- 特に、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（自立補助金）は、企業誘致による「働く場」を確保するための有用な支援ツールである。この支援ツールがあったからこそ町に大型投資を決定した事例も生まれた。引き続き、企業誘致を推進できるよう、十分かつ中長期にわたる適切な制度の維持及び財源の確保を行うこと。
- 町では、「第2期復興・創生期間」とその後においても、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、国は、帰還と移住を同時に進めなければならない特殊事情に応じた移住・定住などのソフト事業及びハードインフラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。
- また町民の帰還を力強く後押しするため、国においても、帰還者向けの個別支援メニューの充実・強化を図ること。特に、住宅については、長期にわたる避難により、避難元の家屋は荒廃が進んでおり、避難指示が解除されても、すぐには帰還できない状況にある。また東京電力による賠償の算定時点から物価高の影響が著しく、また近時の住宅建築コストの高騰から経済的負担が大きくなり、当初考えられていた以上に、持ち家の再建や改修等を行うことが難しい状況にある。かかる事情にかんがみ、町では更なる帰還を促すため、帰還した町民に対する住宅取得や改修等への支援を独自に取り組んでいるが、国においても、かかる町の取組に対して財政的な支援を行い、町民の早期帰還を促すために強力な後押しを行うこと。
- 長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、先行解除された他市町村との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に、高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、不公平が生じないように特段の配慮を行うこと。

- かつて町の中心であった、JR 大野駅周辺を含む「特定復興再生拠点区域」の避難指示が令和 4 年 6 月末に解除され、ようやく復興のスタートラインに立ったところ。これを踏まえ、国は、復興拠点施設の整備に対する継続した支援や農地の荒廃抑制及び再生のための支援等十分な財政措置を含め、支援の充実により一層の機能強化の促進を図ること。
- 買い物環境について、国や県の支援の下、大熊町では商業施設を設置するなど生活インフラの整備に取り組んでいるが、町内の買い物環境は震災前の水準にはるかに及ばない状態にとどまっている。特に、スーパーマーケットの町内誘致が町民の帰還や町内への移住を促進するために必須となっており、国は、更に踏み込んだ支援により、買い物環境の向上を後押しすること。
- 医療環境については、震災以降休止を余儀なくされている県立大野病院に関し、県の「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」において、令和 11 年末までに同じ場所に後継病院が再建・再開されることが決定されたところ。当該病院の整備に向け、国としても財政支援や人的支援を通して全面的にバックアップし、大熊町はもとより双葉地域における医療環境の向上を後押しすること。また、当該病院の開設後は双葉地域各地から JR 常磐線を活用して当該病院へ通院する患者が増えるものと予想されることから、住民の利便性向上による帰還促進という観点も含め、JR 常磐線の列車の増便に向け、支援を行うこと。さらに、大熊町のみならず隣接する町村に調剤薬局が無いことも課題となっており、国として課題解決を後押しすること。
- 福島国際研究教育機構（F-REI）について、そのミッションは「福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化や人材育成についてもその主要な業務として取り組む」とあり、是非とも、地域全体に裨益するように運営を行うこと。特に、復興が遅れている自治体では、住民や企業等がいかに F-REI の活動に参画し連携していけるのか、十分に理解できていない。丁寧に情報提供を行い、F-REI 側からも彼らの参画を働きかけるなど、地元寄り添った対応を行うこと。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。廃炉は、大熊町は元より被災地復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むとともに、廃炉作業が安全かつ着実に実施されるよう東京電力の監督・指導を強化する必要があります。

しかし、令和3年2月に発生した福島県沖地震によって露呈した東京電力の地震対策の不備等、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的欠如、安全対策工事未了の発覚、更には多核種除去設備（ALPS）の配管洗浄中に放射性物質を含む廃液を漏洩させるなど、原子力発電所を担う企業として当然備えるべき緊張感や危機意識が欠けていると言わざるを得ず、地元との信頼関係が大きく損なわれる事態となっています。

そこで、東京電力への監督・指導について、以下の通り要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること。
- 特に、福島第一原子力発電所で発生した作業時における放射性物質の被ばく事象や廃液漏洩などについて、その原因や対策を明確にするとともに、構内での作業全般に展開し、同等事象が発生しないように努めるよう、東京電力を適切に指導すること。
- 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 中間指針第5次追補を踏まえた賠償はもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力を適切に指導すること。

4. ALPS 処理水をめぐる責任を持った対応

ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、令和 3 年 4 月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈した上で海洋放出を実施することが決定され、関係設備の整備、安全性確認を経て、令和 5 年 8 月以降、順次、海洋放出が実施されております。

しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮すべきであり、以下の通り要望いたします。

- 国においては、実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督すること。また、環境省におかれては、ALPS 処理水の海洋放出後の海域モニタリング結果の比較ができるよう確実にモニタリングを行うこと。そして、得られた結果においては、海洋放出を決定した主体として国が責任を持って、科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- 復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。

5. 中間貯蔵施設の管理や県外最終処分の実施

大熊町と双葉町は、福島県内各地における除染で発生した除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を受け入れています。平成 27 年 3 月から開始された除去土壌等の搬入について、帰還困難区域を除き、概ね完了しました。この間、大熊町では、大川原・中屋敷地区や特定復興再生拠点区域の避難指示解除等により、町への帰還や移住が少しずつ進んでいます。また、本年度から開始している「特定帰還居住区域」の除染に伴い発生する除去土壌等の搬入・貯蔵については、帰還した住民が安全かつ安心して暮らせるよう、安全に行う必要があります。また、中間貯蔵開始後 30 年以内に除去土壌等を県外最終処分することは、施設を受け入れた地元との約束であり、法律に定められた国の責務です。

中間貯蔵施設事業が地元との信頼の上に成り立つ事業であることを踏まえ、中間貯蔵施設の管理や県外最終処分の取組等について、以下のとおり要望いたします。

- これまで大熊町が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設の管理運営や輸送において、事故なく確実にを行うことに加え、防犯・防火についても必要な対策を講じること。
- 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及びその工程表においては、2024 年度を目途に、最終処分場の必要面積や構造等の実現可能ないくつかの選択肢を提示する方針としている。県外最終処分の実施には長い時間を要することを念頭に、最終処分地の選定等具体的な検討を早期に進めること。
- 県外最終処分についての認知度は必ずしも高いとは言えない。県外最終処分に係る経緯や必要性に関して、上記の検討の結果も踏まえ、全国的な理解醸成活動をこれまで以上に進めること。



(本件事務取扱) 大熊町役場 企画調整課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717